

平成 29 年 第 9 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 9 月 8 日

柳川市農業委員会

第 9 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成29年 9 月 8 日 午後 2 時～午後 3 時 5 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 36名 欠席者 1名

議 題 議案第49号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第50号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第52号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

議案第53号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第54号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第55号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. 農地改良行為届出について

4. 農業用施設への転用届出について

出席委員（36名）

1番	龍	光	義	2番	藤	吉	篤三郎		
3番	猿	渡	昭	光	4番	松	藤	正	之
5番	田	中	雅	美	6番	龍	繁	樹	
7番	堤	保	久	8番	小	宮	カヲル		
9番	山	田	善	治	10番	高	田	一	利
11番	乘	富	日	登士	12番	梅	崎	和	弘
13番	椛	島	練	二	14番	高	田	學	
15番	大	淵	秀	樹	17番	田	中	政	寛
18番	野	口	秀	一	19番	太	田	英	介
20番	樽	見	哲	也	21番	三小	田	由	勝
22番	江	崎	保	夫	23番	松	藤	和	彦
24番	松	藤	一	利	25番	津	村	利	正
26番	大	津	敏	男	27番	松	藤	政	義
28番	櫻	木	利	和	29番	田	中	満	義
30番	久	保	泰	道	31番	與	田	義	之
32番	三	浦	榮	一	33番	藤	丸	正	勝
34番	島	添	茂	樹	35番	鶴	田	信	行
36番	吉	開	健	37番	新	開	延	孝	

欠席委員（1名）

16番 梅 崎 武 秀

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

柳川市役所 産業経済部

農政課長 林 誠

農政課係長 木原 隆文

農政課職員 金子 隆

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

起立、礼、着席願います。

本日は新開会長が出席でございますので、したがいまして、柳川市農業委員会会議規則の第4条によって、会長が議長となりますので、最後まで皆さんの御協力をよろしくお願ひします。

それでは、新開会長よろしくお願ひします。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。本日は平成29年第9回柳川市農業委員会総会でございます。委員の皆様方の御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、先月は農業委員会で農地パトロールを実施いたしまして、皆さんたちの協力のおかげで、無事パトロールは終了いたしました。ありがとうございました。これからも協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それから、今月が、皆さんたちももう御存じのとおり、新農業委員農地利用最適化推進委員の募集を9月1日から28日まで執り行っておりますので、皆さん方には大変お世話をおかけするかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の出席委員は36名で、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第9回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成29年

第9回柳川市農業委員会総会議案

議案第49号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第52号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

議案第53号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第54号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第55号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. 農地改良行為届出について
4. 農業用施設への転用届出について

その他

平成29年9月8日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第49号から議案第55号までの7件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、13番椛島練二委員、24番松藤一利委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第49号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積69平米外4筆、合計569平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員6名、稼働員2名。所有面積190アール、耕作面積142アール。移転理由、親から受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ贈与。契約種類、贈与。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,025平米外9筆、合計1万5,279平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員7名、稼働員3名。所有面積156アール、耕作面積173アール。移転理由、親から受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ贈与。契約種類、贈与。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,208平米、自作。譲受人〇〇。世帯員、総員3名、稼働員2名。所有面積48アール、耕作面積47アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員ゼロ名。所有面積22アール、耕作面積12アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,499平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員2名。所有面積120アール、耕作面積16アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積80アール、耕作面積24アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,250平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員2名。所有面積30アール、耕作面積30アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇外〇名。世帯員、総員3名、稼働員ゼロ名。所有面積74アール、耕作面積38アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積683平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積65アール、耕作面積122アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇外〇名。世帯員、総員3名、稼働員ゼロ名。所有面積74アール、耕作面積38アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが子へ贈与のため、親から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号2番は、〇〇さんが子へ贈与のため、親から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号3番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号5番は、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号6番は、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号1番から6番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第49号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第49号については提案どおり承認することに決定いた

しました。

次は、議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第50号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積375平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積375平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・用悪水路、西・道路、南・田（申請人）、北・用悪水路。転用詳細、住宅用地建設のため。建築面積106.25平米。建ぺい率28.3%。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積826平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、太陽光発電システム。所要面積826平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・田（承諾あり）、西・道路、南・道路、北・宅地。転用詳細、太陽光発電システム建設のため。太陽光パネル250枚。

申請番号3番、農地の所在〇〇、地目・田、面積117平米外1筆、合計456平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅及び通路。所要面積456平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・用悪水路、西・田（申請人）、南・田（申請人）、北・宅地。転用詳細、自己用住宅及び通路建設のため。建築面積87.55平米。建ぺい率25.8%。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積58平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。所要面積58平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・用悪水路、南・道路、北・用悪水路。転用詳細、駐車場建設のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積308平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、分家住宅。所要面積308平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、

東・田（申請人）、西・道路、南・宅地、北・田（申請人）。転用詳細、分家住宅建設のため。建築面積72.04平米。建ぺい率23.3%。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4.89平米外1筆、合計187.89平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積187.89平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、西・田（申請人）、南・道路、北・田（申請人）。転用詳細、住宅用地建設のため。建築面積52.37平米。建ぺい率27.8%。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に住宅用地を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に太陽光発電システムを建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅及び通路を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に分家住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、〇〇さんが申請地に住宅用地を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の6番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね300メートル以内に西鉄〇〇駅があり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番と6番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番の農地の区分は、おおむね500ヘクタール以内に〇〇駅があり、第2種農地

と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号5番の農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第50号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第50号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第51号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第51号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積740平米外1筆。申出人、〇〇。理由、

平成29年8月18日申し出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積748平米。申出人、〇〇。理由、平成29年8月7日申し出（離農のため）。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,396平米。申出人、〇〇。理由、平成29年8月14日申し出（離農のため）。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,976平米。申出人、〇〇。理由、平成29年8月18日申し出（経営縮小のため）。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積898平米外1筆。申出人、〇〇。理由、平成29年8月21日申し出（離農のため）。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,268平米外1筆。申出人、〇〇。理由、平成29年8月21日申し出（経営縮小のため）。

受理番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積39平米。申出人、〇〇。理由、平成29年8月21日申し出（経営縮小のため）。

受理番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,799平米外1筆。申出人、〇〇外〇名。理由、平成29年8月21日申し出（経営縮小のため）。

受理番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,260平米外1筆。申出人、〇〇。理由、平成29年8月21日申し出（経営縮小のため）。

受理番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,308平米外1筆。申出人、〇〇。理由、平成29年8月7日申し出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は両開地区、2番から5番は昭代地区、6番から9番は大和地区、10番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第51号の申請番号1番は3番猿渡昭光委員、4番松藤正之委員、7番堤保久委員、8番小宮カヲル委員、申請番号2番は13番柁島練二委員、17番田中政寛委

員、19番太田英介委員、申請番号3番から5番は11番乗富日登士委員、12番梅崎和弘委員、14番高田學委員、16番梅崎武秀委員、申請番号6番から9番は、23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、29番田中満義委員、申請番号10番は、34番島添茂樹委員、35番鶴田信行委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番は3番猿渡昭光委員、4番松藤正之委員、7番堤保久委員、8番小宮カヲル委員、申請番号2番は13番椛島練二委員、17番田中政寛委員、19番太田英介委員、申請番号3番から5番は11番乗富日登士委員、12番梅崎和弘委員、14番高田學委員、16番梅崎武秀委員、申請番号6番から9番は、23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、29番田中満義委員、申請番号10番は、34番島添茂樹委員、35番鶴田信行委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第51号については先ほどの16名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第52号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第52号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

農業経営基盤強化促進法第16条に基づき所有権移転に係るあっせん申し出があった下記農用地について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構による買入が特に必要と認められるので承認方付議する。

申請番号1番、申出人、〇〇。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,445平米外4筆、合計9,619平米。備考、平成29年8月31日申し出。

○事務局次長（森田由猪佳君）

今回のこの買入協議の要請について説明させていただきます。

この件につきましては、8月総会で農地移動あっせん事業について、〇〇さんよりあっせん申し出があった分に関するものであります。

通常、申出人からの売り渡し希望価格が8,000千円ですと通常のあっせん契約なんですけれども、8,000千円を超える金額と想定されますので、8,000千円までの特別控除の適用を受けるあっせん事業ではなく、買入協議制度の活用によりまして、農地を福岡県農業振興推進機構へ売り渡した場合は、その譲渡所得に対して1,500万円の特別控除の適用を受けることができる事務手続を進めるものであります。

なお、福岡県農業振興推進機構からの売り渡しについては、市の利用集積計画に基づき、認定農業者へ売り渡すことが条件であります。

つきましては、所有者から農業委員会に売り渡しの申し出があった農用地について、福岡県農業振興推進機構による買い入れが必要と認めた場合に、農業委員会は市長へ買入協議の要請を行うための提案であります。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第52号について御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第52号については提案どおり承認することに決定いた

しました。

次は、議案第53号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権移転の整理番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番〇〇委員の家族の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第53号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年9月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万443平米。筆数6筆。売り手2名、買い手5名。

裏面をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況、田。面積630平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年9月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。氏名、〇〇。

議案第53号、整理番号1番については以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第53号、整理番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第53号、整理番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（新開延孝君）

続きまして、議案第53号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権移転の整理番号2番から5番を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

各筆明細。整理番号2番、所有権を移転する土地、所在地、〇〇、現況、田、面積1,250平米外1筆、合計2,663平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年9月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号2番、住所、〇〇。氏名、〇〇。外3件です。

以上、今回付議された農地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第53号の整理番号2番から5番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第53号の整理番号2番から5番については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第54号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第55号 農業の振興に関する計画書の変更についてを議題といたします。

事務局及び農政課より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第54号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき意見を求められたので付議する。

議案第55号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の規定に基づき

「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

農政課より説明のほうお願いいたします。

○農政課長（林 誠君）

皆さんこんにちは。農政課の林と言います。よろしく申し上げます。農業委員の皆様には、日ごろより本市農業の振興に御尽力いただきまして、本当にお礼を申し上げます。

また、きょうは、農業委員会の貴重な時間に農業振興地域の整備計画の変更について御審議いただきまして、ありがとうございます。ことしは本当に暑い日が続き、全国的に局地的な集中豪雨があり、大変な被害をもたらしておりますけど、本当に被災された方にはお見舞い申し上げたいと思います。

本市は、幸いなことに今のところ台風の被害もほとんどなく、農作物は順調に生育しているようです。秋には、豊作の秋を迎えてほしいと現在も思っているところです。

きょうの農業振興地域整備計画の変更は、1番から9番までが除外となっております。また、10番から13番までの4件で用途区分変更となっておりますので、それぞれの説明については担当から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○農政課職員（金子 隆君）

皆さんこんにちは。ことし4月から農振を担当させていただいております、農政課の金子と申します。よろしく申し上げます。

座らせていただいて説明させていただきます。

5月15日から6月14日までに除外9件、用途区分の変更4件の計画変更の申し出がっておりますので、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、1番から9番までの除外についてですけれども、除外の基本的な要件としましては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

必要性の規模の妥当性については、配置図を御参照いただければと思います。

周辺農地の営農、利用集積への影響については、位置図及び農振図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることを御確認いただければと思います。

パイプラインなどの土地改良施設への影響については、関係土地改良区に照会をしているところでございます。申請地にパイプラインが通っている場合は、移設もしくは機能に支障が出ない施工をしてもらうことになっております。

土地改良事業についてですけれども、面整備はほとんど8年以上が経過しております。国営水路のようなかんがい排水事業がまだ8年経過しておりませんが、27号計画により農家世帯からの雇用、同水路などの土地改良施設の維持保全活動をしていただくことになっております。

10番から13番までの用途区分の変更は、農用地区域のまま農業用倉庫など農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更でございます。

場所につきましては、除外のように既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については、除外と同様に意見照会をしております。

それでは、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積、1,019平方メートルのうち34平方メートル、計画変更の内容は通路、転用者は〇〇です。1ページが位置図、2ページが配置図、3ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号2番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇外1筆。面積、合計面積378平方メートル。計画変更の内容は農業用機械・資材置き場、ノリ網干場・資材置き場。転用者は〇〇です。4ページが位置図、5ページが配置図、6ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号3番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積36平方メートル。計画変更の内容は農業用倉庫敷地（敷地拡張）です。転用者は〇〇。7ページが位置図、8ページが配置図、9ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号4番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積は29平方メートル。計画変更の内容は農業用倉庫敷地。転用者は〇〇です。10ページが位置図、11ページが配置図、12ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号5番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積は800平方メートルのうち650平方メートル。計画変更の内容は農業用機械・資材置き場です。転用者は〇〇です。13ページが位置図、14ページが配置図、15ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号6番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積489平方メートル。計

画変更の内容は、農家住宅の敷地拡張です。転用者は〇〇です。16ページが位置図、17ページが配置図、18ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号7番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積178平方メートルのうち5平方メートル。計画変更の内容は排水用側溝設置用地です。転用者は〇〇。19ページが位置図、20ページが配置図、21ページも配置図です。22ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号8番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積4,268平方メートルのうち426平方メートル。計画変更の内容は、事務所・資材置き場、駐車場です。転用者は、〇〇。23ページが位置図、24ページと25ページが配置図、26ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号9番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積1,488平方メートルのうち1,105.5平方メートルです。計画変更の内容は、工場用地。転用者は、〇〇。27ページが位置図、28ページが配置図、29ページが農振図となっております。

この申請番号9番につきましては、本日お手元に追加資料をお配りしております。横の紙で「農振追加資料」と付箋を張っているものをごらんいただきたいと思います。

こちらの追加資料について説明をいたします。

3つの建物が見えますけれども、一番左と真ん中の建物につきましては、既に除外の許可をいたしておる土地の建物でございます。ですが、除外の申請時と計画が変わり、真ん中に工場が建つようになっております。また、一番右側の黄色で着色をしている建物が、今回申請されている建物でございます。

申請番号9番につきましては、以上です。

続きまして、申請番号10番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積349平方メートルのうち199平方メートル。計画変更の内容は農業用倉庫。転用者、〇〇です。30ページが位置図、31ページが配置図、32ページも配置図です。33ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号11番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇外1筆。面積、2筆合計1,164平方メートルです。計画変更の内容は農業用施設。転用者は〇〇です。34ページが位置図、35ページが配置図、36ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号12番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積、4,559平方メートルのうち155.26平方メートル。計画変更の内容は農業用倉庫。転用者は〇〇。37ページが

位置図、38ページ、39ページが配置図、40ページが農振図となっております。

続きまして、申請番号13番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積2,331平方メートルのうち90平方メートル。計画変更の内容は農業用倉庫。転用者は〇〇です。41ページが位置図、42ページ、43ページが配置図、44ページが農振図となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（新開延孝君）

事務局及び農政課より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第54号及び議案第55号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第54号及び議案第55号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年8月1日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,897平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外27件です。

15ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年7月24日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積834平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年7月24日。外14件です。

18ページをごらんください。

3. 農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年8月8日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積654平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、大豆。

4. 農業用施設への転用届出について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年8月21日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積568平米のうち65平米外1筆。届出者、〇〇。耕作面積15アール。備考、農業用倉庫、転用面積198平米。

以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第9回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後3時5分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月8日

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

会議録署名委員 椛 島 練 二

〃 松 藤 一 利